

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 課徴金適用対象等の見直し

一 納付を命ずる課徴金の額の計算において次に掲げる額等を算定基礎に追加するものとする。

(第七条の二第一項並びに第七条の九第一項及び第二項関係)

1 違反事業者から指示又は情報を得てそれらに従って商品又は役務を供給又は購入した完全子会社等の売上額等

2 違反行為の対象となる商品又は役務に密接に関連する業務の対価の額に相当する額

3 違反行為の対象となる商品又は役務を供給しないこと又は購入しないことに関して得た財産上の利益に相当する額

二 違反行為が公正取引委員会による調査等の日の十年前の前日から行われているときは、違反事業者の  
実行期間又は違反行為期間の始期を同日とすること。

(第二条の二第十三項及び第十四項並びに第十八条の二第一項関係)

三 納付を命ずる課徴金の額の計算において違反事業者から算定基礎となるべき事実に係る事実の報告又

は資料の提出が行われず算定基礎となるべき事実を把握することができない算定期間については、当該事業者や他の違反事業者等から入手した資料等に基づき算定基礎額を推計することができるものとする  
こと。  
(第七条の二第三項関係)

## 第二 課徴金算定率等の見直し

一 不当な取引制限等を行った事業者に対して課徴金の納付を命ずる場合において、当該行為が卸売業又は小売業に係るものである場合に適用する、納付を命ずる課徴金の額の計算に係る売上額等に乗ずる率  
(以下「算定率」という。)に係る規定を廃止すること。  
(旧第七条の二第一項関係)

二 不当な取引制限を行った事業者に対して課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が調査開始日の一月前の日までに当該違反行為をやめた者(実行期間が二年未満である場合に限る。)であるとき  
に適用する算定率に係る規定を廃止すること。  
(旧第七条の二第六項関係)

三 不当な取引制限を行った規模の小さい事業者に対する算定率の適用においては、当該事業者の子会社等が規模の小さい事業者に該当しない場合を除くこと。  
(第七条の二第二項関係)

四 調査開始日から遡り十年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある場合に適用される算定率につい

て、次の規定を整備すること。

(第七条の三第一項関係)

1 当該算定率の適用は、当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある場合であつて、当該納付命令等の日以後において当該違反行為をしていない者に限ること。

2 調査開始日から遡り十年以内にその完全子会社が課徴金納付命令等を受けたことがある場合において、違反行為を行った者に対して適用すること。

3 調査開始日から遡り十年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある事業者から当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を譲り受け、又は承継した場合において、違反行為を行った者に対して適用すること。

五 他の事業者に対し違反行為をすること等を要求等した場合に適用される算定率を、次の行為をした者に対して適用すること。  
(第七条の三第二項関係)

1 他の事業者に対し公正取引委員会の調査の際に、当該違反行為に係る算定基礎となるべき事実に係る資料を隠蔽し、又は仮装すること等を要求等すること。

2 当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出又は第三の三による協議の申出を行わないことを要求等すること。

### 第三 課徴金減免制度の見直し

- 一 公正取引委員会の調査開始日前に、公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行った課徴金納付命令対象事業者（不当な取引制限を行った者に限る。以下同じ。）が次に掲げる要件のうち1及び5に該当するときは減算前の課徴金の額（以下「減算前課徴金額」という。）に百分の二十を乗じて得た額を、2及び5又は3及び5に該当するときは減算前課徴金額に百分の十を乗じて得た額を、4及び5に該当するときは減算前課徴金額に百分の五を乗じて得た額を、それぞれ当該減算前課徴金額から減額することとする。こと。（第七条の四第二項関係）
  - 1 二番目に当該事実の報告等を行った者であること。
  - 2 三番目に当該事実の報告等を行った者であること。
  - 3 四番目又は五番目に当該事実の報告等（既に公正取引委員会によって把握されている事実に係るものを除く。4並びに二の1及び2において同じ。）を行った者であること。

4 六番目以降に当該事実の報告等を行った者であること。

5 公正取引委員会の調査開始日以後、違反行為をしていない者であること。

二 公正取引委員会の調査開始日以後公正取引委員会規則で定める期日までに、公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行った課徴金納付命令対象事業者が、次に掲げる要件のうち1及び3に該当するときは減算前課徴金額に百分の十を乗じて得た額を、2及び3に該当するときは減算前課徴金額に百分の五を乗じて得た額を、それぞれ当該減算前課徴金額から減額することとする。

(第七条の四第三項関係)

1 公正取引委員会の調査開始日前に当該事実の報告等を最初に行った者、一に該当する課徴金納付対象事業者及び公正取引委員会の調査開始日以後に当該事実の報告等を行った者の数の合計が五に満たず、かつ、公正取引委員会の調査開始日以後に当該事実の報告等を行った者の数の合計が三以下である場合において当該事実の報告等を行った者であること。

2 当該事実の報告等を行った者(1に該当する者を除く。)であること。

3 事実の報告等を行った日以後、違反行為をしていない者であること。

三 公正取引委員会は、一又は二による事実の報告等を行った事業者（以下「報告等事業者」という。）から協議の申出があったときは、報告等事業者との間で協議を行うものとし、一又は二による事実の報告等により得られ、並びに次の1から3までに掲げる行為により得られることが見込まれる事件の真相の解明に資するものとして公正取引委員会規則で定める事項に係る事実の内容その他の事情を考慮して、公正取引委員会規則で定めるところにより、報告等事業者との間で、報告等事業者が次の1から3までに掲げる行為をし、かつ、公正取引委員会が次の4に掲げる行為をすることを内容とする合意をすることができるとすること。

（第七条の五第一項関係）

1 当該協議において、公正取引委員会に対し、報告又は提出の申出を行った事実又は資料を当該合意後直ちに報告又は提出すること。

2 一若しくは二による事実の報告等又は1に掲げる行為により得られた事実又は資料に関し、公正取引委員会の求めに応じ、事実の報告、資料の提出、公正取引委員会による報告等事業者の物件の検査（以下「検査」という。）の承諾その他の行為を行うこと。

3 公正取引委員会による調査により判明した事実に関し、公正取引委員会の求めに応じ、事実の報告

、資料の提出、検査の承諾その他の行為を行うこと。

4 上限割合（一の1から4までに該当する事業者については百分の四十以下、二の1及び2に該当する事業者については百分の二十以下の割合をいう。以下同じ。）の範囲内において、減算前課徴金額を減ずべき割合として定めた特定の割合（以下「特定割合」という。）を乗じて得た額を、当該減算前課徴金額から減額すること。

四 公正取引委員会は、協議において報告等事業者から説明された三の1から3までにより得られる事実又は資料が事件の真相の迅速な解明に必要なことに加えて、報告等事業者が合意後に新たな事実又は資料であつて公正取引委員会規則で定める事項に係る事実に係るものを把握する蓋然性が高いと認められる場合において、その提出等に一定の期間を要する事情があると認めるときは、報告等事業者に対し、当該協議において、報告等事業者が次の1及び2に掲げる行為をすることを当該合意の内容に含めるとともに、公正取引委員会が三の4に掲げる行為をすることに代えて次の3に掲げる行為をすることを当該合意の内容とするよう求めることができることとする。（第七条の五第二項関係）

1 当該合意後、当該新たな事実又は資料を把握したときは、当該新たな事実又は資料の報告又は提出

を公正取引委員会に直ちに行うこと。

2 1により得られた事実又は資料に関し、公正取引委員会の求めに応じ、事実の報告、資料の提出、検査の承諾その他の行為を行うこと。

3 減算前課徴金額に、特定割合を下限とし、特定割合に報告等事業者が1及び2に掲げる行為をすることに対し減算前課徴金額を更に減ずることができるとして当該合意で定める割合を加算した割合（上限割合以下の割合に限る。）を上限とする範囲内で、公正取引委員会が当該行為により得られた公正取引委員会規則で定める事項に係る事実の内容を評価して決定する割合（以下「評価後割合」という。）を乗じて得た額を、当該減算前課徴金額から減額することとする。

五 減免報告者が次の行為をした場合、課徴金減免制度の適用をしないこととする。

（第七条の六第五号から第七号まで関係）

1 他の事業者に対し事実の報告及び資料の提出又は協議の申出等を行うことを妨害していたこと。

2 正当な理由なく、事実の報告及び資料の提出を行った旨又は合意若しくは協議を行った旨を第三者に対し明らかにしたこと。



3 三による合意（四の1から3までに掲げる行為をすることを内容とするものを含む。）に違反して当該合意に係る行為を行わなかったこと。

六 その他所要の規定を整備すること。

第四 排除措置を命ずる手続、課徴金の納付を命ずる手続の整備

一 違反行為が既になくなっている場合において、当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる期間及び課徴金の納付を命ずることができる期間を、当該違反行為がなくなつた日から七年とすること。  
（第七条第二項及び第七条の八第六項関係）

二 違反行為をした法人事業者がその子会社等に対して当該違反行為に係る事業の全部を譲渡し、又は分割により当該違反行為に係る事業の全部を承継させ、かつ、合併以外の事由により消滅したときは、公正取引委員会は、当該子会社等に対し、当該違反行為に係る課徴金の納付を命じなければならないものとする規定を、公正取引委員会の調査開始日以後に事業の譲渡又は承継が行われた場合に加え、公正取引委員会の調査開始日前行われた場合についても適用すること。  
（第七条の八第四項関係）

第五 延滞金の割合の見直し

課徴金をその納期限までに納付しない場合における延滞金の割合を、年十四・五パーセントを超えない範囲内において政令で定める割合とすること。  
(第六十九条第二項関係)

## 第六 罰則規定の見直し

一 調査における強制処分に係る罰則としての罰金の上限額を三百万円に引き上げるとともに、行為者を罰するほか、法人等に対しても罰金刑を科することとする事。

(第九十四条の二並びに第九十五条第一項第四号及び第二項第四号関係)

二 検査妨害等の罪に係る法人等に対する罰金の上限額を二億円に引き上げること。

(第九十五条第一項第三号関係)

## 第七 犯則調査権限の整備

犯則事件(第八十九条から第九十一条までの罪に係る事件)を調査する場合において、公正取引委員会  
の職員は、記録命令付差押え等ができるようにする等、所要の規定を整備すること。

(第百二条から第百十六条まで関係)

## 第八 その他

- 一 この法律の施行期日の規定を整備すること。
- 二 この法律の施行の状況について検討規定を設けるほか、この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること。